

「社会福祉とは何か？」の歴史

天理大学人文学部教授

松原 浩一郎 Koichiro Matsubara

今回から、社会福祉の歴史研究について論じていきたい。社会科学の範疇に位置づけられている政治学・経済学・法学には、それぞれ政治史や経済史および法制史がある。つまりそれぞれの研究対象の歴史的形成過程を取り扱う部門をもっているのである。同様に社会福祉学には、社会事業史がある。政治史がより良い政治のあり方を提示し、経済史が現在の経済状況を理解して今後の経済のあり方を模索するように、社会事業史は過去を検証して現在へそして将来へ何らかの提言をすることを目的とする学問だといえる。すると、「社会福祉学が対象としている社会福祉とはなにか？」「その目的や対象は何か？」ということを明らかにする必要がある。

社会福祉とは何かを明らかにするため、社会福祉法をひもいいてみたい。法律には、語彙や事象が定義されることが多い。社会福祉法第2条には「この法律において『社会福祉事業』とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。」と定義されている。続いて、社会福祉事業を提示している。たとえば、児童福祉法に規定する児童養護施設や、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームなどが社会福祉事業だと列挙しているのである。社会福祉事業の概念を示しているのではない。しかも社会福祉ではなく、社会福祉事業なのである。（この法律は、1951年「社会福祉事業法」として制定されて、2000年に「社会福祉法」に改正された経緯がある）

もう一つ、その学問分野の研究者や教育者などによって組織化される学会において、定義が制定・採択されることも多い。わが国において社会福祉学を代表する学術団体は、会員数約4,000人が所属する「日本社会福祉学会」である。この学会は1954年に組織化されたが、現在に至るまで「社会福祉」を独自に定義・採択していない。その理由の一つは、1952年から『大阪社会福祉研究』誌上で展開された「社会福祉本質論争」によるところが大きい。社会福祉の本質は、制度・政策なのか、実践（ソーシャルワーク）なのか、という対立軸で、論争が繰り広げられた。前者は、社会福祉を社会構造や制度、政策といったマクロの視点から捉える「政策的アプローチ」である。一方後者は、社会問題に直面する個人（集団も含む）に対して、さまざまな援助技術を活用しながらいかにして問題解決をはかるかというミクロの視点を重視する「実践的、機能的アプローチ」なのである。この論争に参加した論者達が呉越同舟して学会を組織化したのである。そのため、どちらか一方の論点を軸にして定義することができなかった。

また、この論争に加えて、目的概念と実体概念の相克も影響した。目的概念とは、「社会福祉とは、人々の目指すべき望ましい生活の価値や状態そのものである」と捉える方法である。つまり、社会福祉の理念や人権的な目的を示すことを重視する。実体概念は、「社会福祉とは、社会問題や生活課題を解決するための具体的な施策や手段・方法の体系である」と捉える。つまり、制度や援助技術などの実体を規定することに重きを置く。このどちらを軸にして定義すべきかも論争になり、統一した定義の確立をより困難にしたのである。

これらの論争とは別に、社会福祉の多様性や現実性もたらす困難性もある。固定的な定義をすること自体、社会福祉を言い表すことに不似合いなのである。つまり、社会福祉の対象や課題（例えば貧困問題など）は、社会情勢や制度の設定・変更などの動向に応じて絶えず変化・拡大する。そのため、固定的な定義は、やがて時代に沿わない内容になってしまうのである。

このように、「社会福祉とは何か？」という問いには、明確かつ統一的な定義を提示することは非常に難しい。このため、対象

とするものの形成過程を研究し、将来の展望をあきらかにする社会事業史の研究にも影響をおよぼす⁽²⁾。そこで、『現代社会福祉学レキシコン』に記述されている「社会福祉」の定義を一部援用して、社会福祉の目的を探ってみたい。同書は「個人・家族・地域において生ずる生活上の困難と障害を社会的責任において解決ないし緩和することを目的とする政策的・地域的・集团的・個人的な諸活動の総称。」と定義する。このように政策論へも実践論へも具体的に踏み込まない簡素な定義となっている。

上記の定義に従うと、社会福祉は、個人や集団や地域が抱える諸問題を解決することを目的にしている。このため、社会事業史研究の対象は、ミクロからマクロまで広範囲・多様になる。たとえば、制度の形成過程を追求する「制度史」や、福祉施設の沿革をあつかう「施設史」、福祉の組織や団体をあつかう「団体史」、ソーシャルワーク実践を対象とする「実践史」などがある。また、福祉実践に携わったり組織化を通して福祉の発展に寄与した人物をあつかう「人物史」、そしてその人物の思想やそれらの人々が所蔵する集団の福祉観や価値観をあつかう「思想史」やそれらの人々がおこす「運動史」などもある。くわえて、特定の地域を限定して、そこに位置する人物や組織を対象にする「地域史」もある。更にこれらにくわえて、その実践が宗教と密接にかかわってきたことを研究対象とする「宗教福祉史」がある。たとえばキリスト教福祉史や仏教福祉史が確立している。本稿は、キリスト教福祉史や仏教福祉史の研究成果を援用しつつ、教内の福祉を歴史的に検証することを通して、天理教福祉史（仮称であり、この名称が適切かどうかの検討はのちに行う）の確立を試みるつもりである。

ただし、キリスト教福祉史も仏教福祉史も多くの研究成果を蓄積しているものの、いくつかの重大な課題も抱えている。たとえば、「実践者がクリスチャン・仏教者であればすべてキリスト教社会福祉、仏教社会福祉になるのか？」などである。「社会福祉とは何か？」と同様、どの範疇までをどう規定するのか、定義や概念規定が明確ではないのである。さらに、現代は社会福祉法をはじめ福祉関連法に規定されている事業を行うことで、措置委託費や保険金（介護保険の給付など）が支払われる。特定宗教を謳っているものの、その実態は宗教を持たない施設（法人なども含む）となんら変わらないのが現状である。また、開設当初は、特定宗教の教えに基づいた動機をもつものの、現状は職員のほとんどが当該宗教とは関係ない人員構成になっている場合が多い。この現状は、宗教社会福祉（宗教社会福祉史も含めて）の存在意義の喪失にもつながる問題といえる。つまり果たすべき役割や独自性をどう確立し、あるいは維持すべきかが問われる。くわえて、それ自体が必要ないのかもしれない。このような課題をはらんでいるのである。

[註]

(1) 社会福祉学の歴史研究を中心的に担ってきた学術団体は「社会事業史学会」である。この名称が象徴するように「社会福祉史」という言い方をすることは少ない。ただし同学会は、たびたび学会名の変更を検討してきた。たとえば「社会福祉史学会」なども候補に挙がったのだが、結果変更されことなく、現在に至っている。

(2) 多くの研究者は、個々に定義を示している。また、福祉の辞典にも示されている。

[引用・参考文献]

真田是（1979）『戦後日本社会福祉論争』法律文化社。

京極高宣監修（2003）『現代福祉学レキシコン』第2版、雄山閣。